

長南町事業継続支援金 -申請要領-（中小企業者用）

目 次

I 支援金の概要	
1 趣 旨	2
2 給付額	2
II 対象要件	2
III 申請手続き	
1 問い合わせ先	6
2 申請書の提出	6
3 給付の決定等	13
IV 要件に関する特例	14
V その他留意事項	17
（別紙）千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置	19
（別紙）暴力団排除に関する規定（II対象要件（7）関係）	23

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業者等に対して事業の継続を支え、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付いたします。

2 給付額

IIの対象要件を満たす中小企業者等に対し、以下の額を給付します。

なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

(1) 10万円

II 対象要件

1. **中小企業者等**は、下記の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人※1（以下、中小企業者という。）、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等※2のうち、以下※3に掲げる業種を営む者であること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

※ 2 組合等の範囲

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同連合会 ・ 協業組合 ・ 商工組合及び商工組合連合会 ・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ・ 内航海運組合、内航海運組合連合会
--

※ 3 給付対象となる業種

中小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
① 卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
② 小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
③ サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
④ 製造業、	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業)

建設業、 運輸業 その他業種 (①～③を除く)	大分類D (建設業) 大分類E (製造業) 大分類F (電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G (情報通信業) ※③業種を除く 大分類H (運輸業, 郵便業) 大分類J (金融業, 保険業) 大分類K (不動産業, 物品賃貸業) ※③業種を除く 大分類M (宿泊業, 飲食サービス業) ※③業種を除く 大分類N (生活関連サービス業, 娯楽業)のうち小分類791 (旅行業)
----------------------------------	---

※4 以下に該当する法人は、**給付の対象とはなりません。**

①学校法人、②宗教法人、③農事組合法人、④農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）、⑤有限責任事業組合（LLP）

※5 以下に該当する法人は、**給付の対象となります。**

- ①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、
- ⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、
- ⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、
- ⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、
- ⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人
- ⑭社会福祉法人、⑮医療法人、⑯NPO法人、
- ⑰一般社団・財団法人、⑱公益社団・財団法人、⑲組合等

注 中小企業基本法の中小企業者の範囲（※1）に限る。ただし、医療人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、**売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）と比較して20%以上減少しており、今後も事業を継続する意思があること。**

※ 上記の比較が困難で、令和元年4月から令和元年12月の間に創業した事業者の場合は、「IV（1）新規創業特例・1（P14）」、令和元年12月から令和2年3月の間に創業した事業者の場合は、「IV（2）新規創業特例・2（P14）」を

参照。

- (3) 長南町内に「事業所及び営業所」を有する中小企業者であること。
個人事業者（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。
個人事業者（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。
NPO法人・公益法人等特例の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認
- (4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。
※休業要請については、全期間についてご協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、
①令和2年4月22日（水）から5月 6日（水）までの全ての期間
②令和2年5月 9日（土）から5月31日（日）までの全ての期間
（②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。）
について、県の要請に応じていることが必要です。
※休業等の要請対象施設についてはP16参照。
- (7) 長南町の税金等（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- (8) 「暴力団排除に関する規定」（P23参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

Ⅲ 申請手続き

1 問い合わせ先

長南町商工会

【電 話】 0 4 7 5 - 4 6 - 0 1 8 8

【受付時間】 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日除く）

2 申請書の提出

中小企業（個人事業主を含む）の場合

（1）申請受付期間

令和 2 年 8 月 3 1 日（月）まで

※休業要請への協力の確認について、5月31日まで休業を行う旨を確認できる書類（P13参照）を提出いただければ、休業要請の終期を待たずに申請を行うことが可能です。

（2）申請方法

申請書類を以下の宛先に**郵送してください**。

（令和 2 年 8 月 3 1 日（月）の消印有効）

【送付先】 〒297-0121 長生郡長南町長南 2 5 2 8 - 2

長南町商工会

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※必ず、郵送にて提出してください。直接のお持ち込みはご遠慮ください。

（3）申請書類の入手方法

以下の方法で本支援金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】

長南町ホームページから入手することができます。

（U R L）<https://www.town.chonan.chiba.jp>

※このほか、役場及び長南町商工会に紙の申請書類を配置いたします。

(4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書（第1号様式） （P8、9参照）	<input type="checkbox"/>
②	感染症防止対策チェックリスト（P10参照）	<input type="checkbox"/>
③	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し）（P11参照）	<input type="checkbox"/>
④	【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）（P11参照）	<input type="checkbox"/>
⑤	前年の確定申告書類の控え（P12参照）	<input type="checkbox"/>
⑥	減収月の売上台帳等の写し（P12参照） 事業所及び営業所の前年分の売上台帳及び令和2年分の対象月の事業収入額がわかる売上台帳等	<input type="checkbox"/>
⑦	【千葉県の子業等要請対象業種の場合】 休業等を確認できる書類（P13参照） （※）P5に掲げる期間の休業等を確認できる書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑧	【新規創業、事業承継・法人成特例、NPO法人・公益法人等特例の場合】 特例に該当することが確認できる書類の写し（P13参照）	<input type="checkbox"/>
⑨	【千葉県中小企業再建支援金を受給し、交付通知書を受領している場合】 千葉県の再建支援金の交付通知書の写し （※）迅速な審査が可能となります。	<input type="checkbox"/>

① 長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書（第1号様式）

記載例（法人）

第1号様式（第6条）

長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書

長南町事業継続支援金給付要綱第3条の給付対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払います。なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

年 月 日 千 297-0192

長南町長 様 申請者（事業者） 住所（所在地） 長生郡長南町長南2110

（事業者名称） 有限会社長南商事 代表者印

氏名 代表取締役社長 長南 太郎 記

電話番号

「確定申告特例・2」に該当し、平成30年度の売上と比較する場合は、「令和元年」を二重線で消し、「平成30年」と記載してください。

【売上の状況】

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	4	月	売上高	A	700,000	円	減少率 (B-A)/B ×100	作付面積 水稲 (0.5ha以上) ha	
		前年	比較対象月	令和元年 (平成31年)(※4)	4	月	売上高 (※4)	B	1,000,000	円		30%
減少した理由												

「要件に関する特例」により前年の月平均売上と比較する場合は、月平均売上額を記載してください。

※4 特例に該当する場合は、申請受付要領の記載例を参考に記入願います。

【事業者の内容】

主たる事務所の情報	フリガナ	ユウゲンガイシャチョウナンショウジ										
	名称(屋号)	有限会社 長南商事										
	フリガナ	チョウセイゲンチョウナンマチチョウナン										
	住所	長生郡長南町長南2110										
電話番号	0475-46-xxxx	営業内容	雑貨の販売									

申請企業の情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ	ユウゲンガイシャチョウナンショウジ																
		名称	有限会社 長南商事																
	中小企業者であることの確認	資本金(又は出資金)	200	万円	業種(※1から選択)	②小売業					常時雇用する従業員数	10		人					
	申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4		
		個人事業主	住所(※2)	長生郡長南町長南2110									生年			月			日
特例に該当する場合の特例名称(※3)																			

申請受付要領P20~P21の「要件に関する特例」に該当する場合は、特例の名称を記載してください。

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業等のその他から選択してください。

※2 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※3 申請受付要領を参照の上、特例に該当する場合は、①新規創業特例、②事業承継・法人成特例、③事業承継・法人成特例2、④確定申告特例、⑤確定申告特例2、⑥白色申告特例から選択してください。

担当者	担当者名	所属	会計課			フリガナ	チョウナン	ハナコ
	担当者連絡先	電話	0475-46-xxxx			氏名	長南	花子

※添付書類

- 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト
- 通帳の写し（口座番号がわかる表紙等）
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 前年の確定申告書
- 減収月の売上台帳（様式は問わず）
- 休業等要請対象業種の場合は休業等を確認できる書類（HP、張り紙等）

記載例（個人事業主）

第1号様式（第6条）

長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書

長南町事業継続支援金給付要綱第3条の給付対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払います。なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和 2 年 5 月 20 日 〒 297-0192

長南町長 平野貞夫 様 申請者 (事業者) 住 所 (所在地) 長生郡長南町長南2110 (事業者名称)

氏 名 長南 太郎 ④
電話番号

記

「確定申告特例・2」に該当し、平成30年度の売上と比較する場合は、「令和元年」を二重線で消し、「平成30年」と記載してください。

【売上の状況】

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	4	月	売上高	A	700,000	円	減少率 (B-A)/B ×100	作付面積 水稻 (0.5ha以上)
		前年	比較対象月	令和元年 (平成31年)(※4)	4	月	売上高 (※4)	B	1,000,000	円	
	減少した理由										

※4 特例に該当する場合は、申請受付要領の記載例を参考に記入願います。「要件に関する特例」により前年の月平均売上で比較する場合は、月平均売上額を記載してください。

【事業者の内容】

主たる事務所の情報	フリガナ	イザカヤマルマル										
	名称(屋号)	居酒屋〇〇										
	フリガナ	チョウセイグンチョウナンマチチョウナン										
	住所	長生郡長南町長南2110										
	電話番号	0475-46-xxxx	営業内容	飲食店								

申請企業の情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ	チョウナン タロウ											
		名称	長南 太郎											
	中小企業者であることの確認	資本金(又は出資金)	記入不要	万円	業種(※1から選択)	③サービス業	常時雇用する従業員数	3				人		
	申請者の種別	選択	法人	法人番号	記入不要				個人事業主	住所(※2)	長生郡長南町長南2110			生年月日
	特例に該当する場合の特例名称(※3)													

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業等のそこから選択してください。

※2 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※3 申請受付要領を参照の上、特例に該当する場合は、①新規創業特例、②事業承継・法人成特例、③事業承継・法人成特例2、④確定申告特例、⑤確定申告特例2、⑥白色申告特例から選択してください。

担当者	担当者名	所属	記入不要	フリガナ	チョウナン	タロウ
				氏名	長南	太郎
	担当者連絡先	電話	0475-46-xxxx	メールアドレス	xxxxx@xxxxx	

※添付書類

- 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト
- 通帳の写し（口座番号がわかる表紙等）
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 前年の確定申告書
- 減収月の売上台帳（様式は問わず）
- 休業等要請対象業種の場合は休業等を確認できる書類（HP、張り紙等）

② 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト 記載例

新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

※該当する項目にチェックしてください。該当する項目がないときは、「その他」に取り組み内容を記入してください。

【全事業者が確認ください】

●感染症予防対策に関する取組

■発熱者等の施設への入場防止

従業員の出勤停止（従業員の検温実施）

不要不急の来訪自粛要請（体温検温実施）

その他（ ）

■3つの「密」の防止に関する取組

密集する会議の中止（テレビ会議等）

営業内容の変更（デリバリー等）

店舗・事務所内における間隔確保

換気の実施（定期的な窓の開け閉めや換気設備の設置など）

その他（ ）

■飛沫感染、接触感染の防止に関する取組

従業員への取組（マスクや消毒液などの購入、消毒作業）

来客等への取組（入店時等に使用する消毒液の購入など）

その他（ ）

■移動時における感染の防止に関する取組

出張の中止（電話会議やビデオ会議のための設備購入など）

ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進など）

その他（ ）

■その他の取組

[]

実施している対策にレ点、または記入をしてください。

最低限、いずれか1つの実施が必要です。

※自由記入する場合

ごく簡単なことで結構ですが、感染拡大防止に有効でないと思われる場合はお断りすることもあります。なるべくチェックが付く対策をお願いします。

※個人農家など仕事中の対策が考えにくい業態の場合

ご家庭内での工夫（うがいや手洗いの励行など）や移動時の工夫（時差出勤など）をご記入ください。

【県の要請に伴い休業等した事業者の方は該当する項目にチェックしてください。】

4月22日～5月6日まで休業に協力

5月9日～5月31日（※）まで休業に協力

【居酒屋等】4月22日～5月6日まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

【居酒屋等】5月9日～5月31日（※）まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

※新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく休業等の要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までとする。

③ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

（法人の場合）法人名義

（個人事業者の場合）本人名義

□ （申請者と振込先名義人が異なる場合）委任状

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページの両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

※委任状について、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に給付される長南町事業継続支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

④ 【個人事業者の場合】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

（イ）個人番号カード（オモテ面のみ）

（ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

（エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

⑤ 前年の確定申告書類の控え（NPO法人・公益法人等特例の場合はP 2 5 参照）

（ア）法人の場合

減収月の属する事業年度の直前※の事業年度の分を提出してください。

※直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合など、相当の理由により減収月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書類をもって代えることが可能。

法人税の確定申告書別表一の写し（1枚）

法人事業概況説明書の写し（2枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■法人事業概況説明書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

（イ）個人事業者の場合（青色申告の場合）

令和元年年分を提出してください。

所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税の青色申告決算書の写し（2枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■所得税青色申告決算書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

（ウ）個人事業者の場合（白色申告の場合）

令和元年年分を提出してください。

所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税の収支内訳書の写し（1枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■収支内訳書（1枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

⑥ 減収月の売上台帳等の写し

事業所及び営業所の前年分の売上台帳及び令和2年分の対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。

※ただし、提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。

（令和元年、令和2年●月と明確に記載されている等）

※なお、法人の場合は法人名、個人の場合は屋号もしくは個人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

⑦ 【千葉県の休業等要請対象業種の場合】休業等を確認できる書類

休業等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ等（写し又は写真で可）

※休業等をする事業所などの名称や状況（休業の期間等）がわかるように工夫してください。

※複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

※食堂、レストラン、喫茶店等（居酒屋含む）を管理する事業者においては、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていることが分かる書類を用意してください。

※休業要請については、全期間についてご協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、

①令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの全ての期間

②令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの全ての期間

（②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。）

について、県の要請に応じていることが必要となります。当該期間休業していることが確認できる書類を添付してください。

⑧ 【新規創業特例、事業承継・法人成特例、NPO法人・公益法人等特例の場合】特例に該当することが確認できる書類（P14参照）

（ア）法人の場合

法人設立届出書の写し（1枚）

※「設立形態」の欄が①「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択されていること、

②「整理番号」の欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

（イ）個人事業者の場合

個人事業の開業・廃業等届出書の写し（1枚）

（ウ）NPO法人や公益法人等の場合

履歴事項証明書

又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

3 給付の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは支援金を給付します。

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨を決定したときは、後日、交付決

定通知書を発送いたします。なお、給付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

IV 要件に関する特例

以下の場合、II及びIIIの内容とは別の取扱いの上、給付対象とします。

(1) 新規創業特例・1

平成31年4月から令和元年12月の間に新規創業した場合は、令和2年の減収対象月の売上が、令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数※で按分した月平均額より20%以上減少していれば対象となります。その場合は以下の必要書類を追加で提出いただきます。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

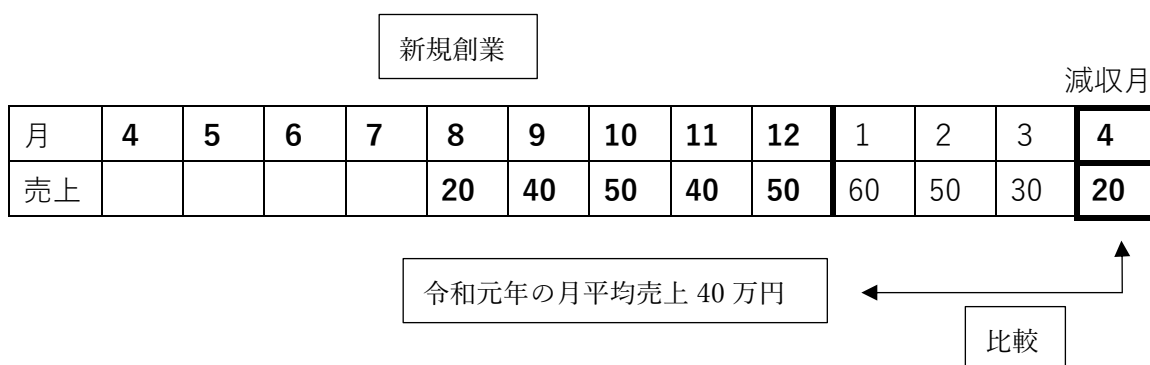
【追加で必要な書類】

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し
- (確定申告時期が到来していない場合) 税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類(任意様式)

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し



(2) 新規創業特例・2

令和元年12月から令和2年3月の間に新規創業した場合は、令和2年4月以降(7月までの任意のひと月)の減収対象月の売上が、創業から3月までの事業収入を令和2年3月までの月数で按分した月平均額より20%以上減少していれば対象となります。その場合は以下の必要書類を追加で提出いただきます。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

※令和元年12月に創業の場合は、新規創業特例・1と2のいずれかを選択して申請できます。

【追加で必要な書類】

(法人の場合)

法人設立届出書の写し

税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類（任意様式）

(個人事業主の場合)

個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類（任意様式）

		新規創業			減収月
月	12	1	2	3	4
売上			30	50	15

創業月～令和2年3月の月平均売上 40万円 ← ↑

比較

(3) 事業承継・法人成特例・1

平成31年4月から令和元年12月の間に事業の承継・法人成などがあった場合は、令和2年の減収対象月の売上が、令和元年の年間事業収入を令和元年の事業の承継・法人成以降の月数※で按分した月平均額より20%以上減少していれば対象となります。

その場合は以下の書類を追加で提出いただきます。

※事業の承継・法人成以降の月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

【追加で必要な書類】

(法人の場合)

法人設立届出書の写し

(確定申告時期が到来していない場合) 税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類（任意様式）

(個人事業主の場合)

個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

事業承継・法人成													減収月
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
売上					20	40	50	40	50	60	50	30	20

令和元年の月平均売上 40 万円

比較

(3) 事業承継・法人成特例・2

令和2年1月以降に事業の承継・法人成などがあった場合は、以下の必要書類を追加で提出いただき、売上の比較を行います。

【追加で必要な書類】

事業承継をした者の令和元年の確定申告書又は法人成前の事業者の令和元年の確定申告書

(法人の場合)

法人設立届出書の写し

(個人事業主の場合)

個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

※ただし、開業日及び設立日が令和2年1月から同年4月までであること。

(4) 確定申告特例・1

令和元年の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合
・令和元年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、令和元年の年間事業収入の月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(5) 確定申告特例・2

「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、令和元年分の確定申告を完了していない場合、又は、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合

・平成30年分の確定申告書類等の控え又は平成30年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、平成30年の月別の売上がわかる場合は比較月の売上と、平成30年の月別売上がわからない場合は、平成30年の年間事業収

入月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(6) 白色申告特例

白色申告のため、月ごとの売上が確認できない場合

- ・令和元年の売上の月平均を、減収対象月の売上と比較する。

(7) NPO法人・公益法人等特例

P2対象要件に該当する者で、公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）であるため確定申告を要さない場合は、代わりに以下1及び2の書類を提出いただき、令和2年の減収対象月の収入が前年同月と比較して20%以上減少していれば対象となります。

前年同月の収入を確認できない場合は、令和2年の減収対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均と、減収対象月の収入を比較します。

※この場合の収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

※会費は収入に含めることができます。

1 特例に該当していることが確認できる書類

- 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

2 直前の事業年度の収入を確認する書類

(例)

種別	年間収入の確認書類
社会福祉法人	事業活動計算書
NPO法人	(特定非営利活動に係る) 事業報告書
公益法人	正味財産増減計算書

V その他留意事項

- (1) 本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 町は必要に応じて、申請内容（休業実態等）の状況について調査する場合があります。その場合、給付対象者は町に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 千葉県の休業等の要請に協力いただいた事業者について、ホームページで紹介す

る場合があります。

- (4) 給付対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。

※その他ご不明な点については、町産業振興課までお問い合わせください。

千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置

(別紙)

- 1 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月31日までの間、下記施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請

※同法に基づく休業等の要請が5月30日までのいずれかの日で終了する場合は当該終了日までとする。

- 2 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者に対し、4月18日から5月25日までの間、19時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請し、5月26日以降は、22時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請

(休業等対象施設一覧)

種類	施設	休止要請	備考
大学等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設への要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会場等	集会場	対象	【要請内容】

			施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
集会場 等	神社	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	ホテル （集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館 （集会の用に供する部分に限る。）	対象	
運動施設 等	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請） ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニスコート（☆）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、 ヨガスタジオ	対象	
遊技場	マージャン店	対象	【要請内容】

	パチンコ屋	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	パブ	対象	
	ダーツバー	対象	
	個室付浴場業に係る 公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	

	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
自動車 教習所 等	自動車教習所	対象	【床面積の合計が1,000 平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（=休業要請）
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道 ・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	

暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（7）関係）（別紙）

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。